随意契約(相手方指定)調書

件 名	特定健診・特定保健指導システム導入及び運用保守 委託	5200475
工(納)期	平成34年 3月31日	
契約締結日	平成28年 8月25日	
契約金額	38,341,944円(消費税込み)	

契約相手方	日本コンピューター株式会社	東京営業所
		(法人番号:2290801002908)
	別紙に記載のとおり。	
相手方指定理由		

契約審査委	員会資料
田田却幼仏	⊔20 7 20

業者選定理由書

件名	特定健診・特定保健指導システム導入及び運用保守委託
指名業者(案)	名 称 日本コンピューター株式会社 東京営業所 所在地 埼玉県さいたま市大宮区大門町三丁目42番5号 代表者 所長 濱之上 一人
特命理由	本件は、平成29年4月に特定健診・特定保健指導システムを更改するにあたり、システムの導入及び保守等の委託作業を行うものである。 主管課からは、プロポーザル方式により委託先候補者を選定のうえ、部の機種・業者選定委員会の了承を得たうえで、上記業者を契約相手方に指定したい旨の依頼があった。 経理課として検討したところ、 本件は、特定健診・特定保健指導システムの導入及び保守等の業務を委託するものであり、価格競争には馴染まないことから、公募型プロポーザル方式により事業者の選定を行ったものである。 候補事業者の選定にあたっては、参加事業者を公募の上、外部委員を含めた評価委員会により審査基準を定め、提案書の提出のあった3社について、システムの構築・維持管理体制等を評価している。 上記業者は、一次審査の結果は2位であったものの、価格以外の項目では大きな差はついておらず、機能審査については1位であった。また、二次審査(デモ・プレゼン審査)では、次点業者と28.6ポイントの差をつけており、実際の操作性等が高く評価され、総合で1位となったものである。 上記業者は、他自治体においても本件と同様業務の受託実績を有しており、確実な履行が期待できる。 以上のことから、上記業者を相手方に指定した随意契約を締結する。
その他 特記事項	根拠規定:地方自治法施行令第167条の2第1項第2号 (性質又は目的が競争入札に適さないもの)